

VI 監査指導課の業務概要

平成 16 年 4 月組織改正により、県内 5 か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査業務を実施している。

1 指導監査業務の概要

- (1) 社会福祉事業を経営する社会福祉法人（一部財団法人を含む。）の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設及び障害者支援施設）の運営管理、入所者処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホームの立入検査
- (4) 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所の実地指導

2 山武健康福祉センター監査指導課の所管区域

- (1) 山武健康福祉センター管内
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
- (2) 長生健康福祉センター管内
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
- (3) 夷隅健康福祉センター管内
勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町

3 監査等の実施状況等

(1) 監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

平成 27 年度の監査等の実施数は 664、前年度比 2.9%の増であり、主に介護保険指定事業所及び有料老人ホームの増加によるものである。

(2) 主な指摘事項

平成 27 年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

- ・法人に対する主な指摘事項は、特定理事の理事会への出席状況、役員報酬の規程未整備、補正予算の手続き漏れ、新会計基準の経理規程の未整備等に関する事項である。
- ・社会福祉施設の主な指摘事項は、介護職員の配置基準、感染対策委員会の設置、身体拘束委員会の設置等に関する事項である。
- ・介護保険指定事業所の主な指摘事項は、人員基準に関する事項である。
- ・障害福祉サービス事業所の主な指摘事項は、運営基準に関する事項である。

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種別	区分	平成 27 年度					
		法人・施設数 A	計画数 B	計画率(%) B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率(%) D/B
社会福祉法人等	社会福祉法人	39	38	97.4	38	38	100.0
	1 社会福祉協議会	11	11	100.0	11	11	100.0
	2 施設を運営するもの	25	24	96.0	24	24	100.0
	第一種経営	18	17	94.4	17	17	100.0
	第二種経営	7	7	100.0	7	7	100.0
	3 施設を運営しないもの	3	3	100.0	3	3	100.0
	児童福祉行政（市町村）	17	17	100.0	15	15	88.2
	計	56	55	98.2	53	53	96.4
社会福祉施設等	社会福祉施設（第一種）						
	1 保護施設	1	1	100.0	1	1	100.0
	2 老人福祉施設	56	51	91.1	51	51	100.0
	3 児童福祉施設	6	6	100.0	6	6	100.0
	障害児入所施設	1	1	100.0	1	1	100.0
	児童自立支援施設						
	乳児院	2	2	100.0	2	2	100.0
	児童養護施設	3	3	100.0	3	3	100.0
	母子生活支援施設						
	4 婦人保護施設						
	5 障害者支援施設	9	9	100.0	9	9	100.0
	保育所	79	79	100.0	72	41	91.1
	認可外保育施設	17	15	88.2	10	10	66.7
	有料老人ホーム	32	22	68.8	24	24	109.1
	介護保険指定事業所	1,170	298	25.5	297	297	99.7
	指定障害福祉サービス事業所	375	148	39.5	133	133	89.9
	指定障害児通所支援事業所	30	8	26.7	8	8	100.0
	指定児童発達支援センター						
指定一般相談支援事業所							
計	1,775	637	35.9	611	580	95.9	
合計	1,831	692	37.8	664	633	96.0	

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を運営するもの。

※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を運営するもの。

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。